第三条第四項	同項	同項及び特別措置法第二十八条第一項	
第三条第五項	又は第二百四条第一項	及び第二百四条第一項の規定並びに特別措置法第二十八条第一項	
第三条第六項	第百八十三条	第百八十三条及び特別措置法第二十八条第一項	
	同条	これら	
	同法	所得税法	
	申告書	申告書及びこれらの申告書に併せて提出する特別措置法第六条第八号に規定する復興特別所得税申告書	
	第百九十条	第百九十条の規定並びに特別措置法第三十条第一項	
	所得税を	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税を	
	とする	とし、当該免税対象の役務提供対価につきこれらの規定により徴収して納付すべき所得税の額については、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項の規定の適用があるものとする	
第三条第一項			租税条約等の実施に伴う所得税法、地方税法及び地方法人税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）
第三条第二項	を還付する	と当該所得税の額につき特別措置法第二十八条第一項の規定により徴収された所得税の額に相当する金額とを併せて還付する。この場合において、同条第三項及び特別措置法第三十一条第六項の規定を準用する	
第三条第三項	所得税がある	所得税及び当該所得税につき特別措置法第二十八条第一項の規定により徴収すべき復興特別所得税がある	
	前項	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される前項前段	
	所得税が国に	所得税及び当該所得税に併せて徴収すべき復興特別所得税が国に	
第三条の三第一項	租税特別措置法	平成二十五年一月一日から平成四十九年十二月三十一日までの間に発行された租税特別措置法	
	所得税の	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の	

	を還付する	と当該徴収された所得税の額につき特別措置法第二十八条第一項の規定により徴収された復興特別所得税の額（次項及び第三項において「特別措置法第四十三条第一項に係る部分に限った額」という。）とを併せて還付する。この場合において、特別措置法第三十一条第六項及び第三十一条の規定を準用する	
第三条の三第二項	所得税の	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の	
	を還付する	と当該徴収された特別措置法第二十八条第一項の規定により徴収された復興特別所得税の額（次項及び第四項において「特別措置法第四十三条第一項に係る部分に限った額」という。）とを併せて還付する。この場合において、特別措置法第三十一条第六項及び第三十一条の規定を準用する。この場合において、特別措置法第三十一条第六項及び第三十一条の規定を準用する	
第五条の二第五項	を還付する	と当該所得税の額につき特別措置法第二十八条第一項の規定により徴収された復興特別所得税の額（特別措置法第四十三条第一項に係る部分に限った額に相当する金額とを併せて還付する。この場合において、同条第三項及び特別措置法第三十一条第六項の規定を準用する	
第六条	同法	同法、特別措置法	国税通則法
	除く。）	除く。）、特別措置法第四章（第十一条第一項を除く。）	
第二条第二号	所得税（この	所得税及び復興特別所得税（これら	
第二条第八号	所得税法	所得税法、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）	
第十五条第二項第一号及び第二号	所得税	所得税及び復興特別所得税	
第十五条第三項第一号	（以下「予定納税に係る所得税」	及び特別措置法第十六条（予定納税）の規定により納付すべき復興特別所得税（以下「予定納税に係る所得税等」	